

令和8年度 青森市保育料表【青森・浪岡共通】

【教育標準時間保育料（1号認定：幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合）】

保育料が無償となります。

【保育標準時間・保育短時間保育料（2・3号認定：保育園、認定こども園で保育を利用する場合）】

2歳児クラス以上は、保育料が無料となります。

0歳と1歳児クラスは、令和8年4月から第1子から全額又は半額に公費負担され、保育料は下記表のとおりとなります。

▼国基準額

単位：円

階層	3歳未満児	
	標準	短時間
1	0	0
2	0	0
3	19,500	19,300
4	30,000	29,600
5	44,500	43,900
6	61,000	60,100
7	80,000	78,800
8	104,000	102,400

※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。

※1 表中に記載する税額は、原則として父母等の税額の合計額です。ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。
 ・4～8月の保育料を算定する場合（市民税）R7年度の合計金額
 ・9～3月の保育料を算定する場合（市民税）R8年度の合計金額

※2 保育料算定の根拠となる市町村民税額については、次の控除等は適用されません。
 配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除、既存住宅の特定の改修工事をした場合の特別控除、認定長期優良住宅を新築した場合の特別控除、電子証明書等特別控除、一部寄付金控除

※3 保育料は、4月1日現在の子ども年齢によって決定します。
 ・2歳児クラス以上とは、4月1日現在の年齢が2歳以上の子ども
 ・0歳と1歳児クラスとは、4月1日現在の年齢が0～1歳の子ども

※4 税額が確認できない場合には、算定範囲内で最も高額な保育料となりますのでご注意ください。

▼市基準額

単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	0歳と1歳児クラス	
		標準	短時間
A	生活保護受給世帯等	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C 1	市民税均等割のみ課税	0	0
C 2	市民税所得割 24,300円未満	0	0
C 3	市民税所得割 24,300円～48,599円	0	0
D 1	市民税所得割 48,600円～53,499円	0	0
D 2	市民税所得割 53,500円～57,099円	0	0
D3-1	市民税所得割 57,100円～57,699円	0	0
D3-2	市民税所得割 57,700円～64,399円	12,370	12,150
D 4	市民税所得割 64,400円～66,799円	12,370	12,150
D 5	市民税所得割 66,800円～77,699円	13,250	13,020
D 6	市民税所得割 77,700円～78,899円	14,120	13,870
D 7	市民税所得割 78,900円～87,399円	14,120	13,870
D 8	市民税所得割 87,400円～96,999円	14,120	13,870
D 9	市民税所得割 97,000円～108,499円	17,500	17,200
D10	市民税所得割 108,500円～123,299円	17,900	17,590
D11	市民税所得割 123,300円～136,999円	19,350	19,020
D12	市民税所得割 137,000円～144,999円	20,800	20,440
D13	市民税所得割 145,000円～151,899円	20,800	20,440
D14	市民税所得割 151,900円～168,999円	20,800	20,440
D15	市民税所得割 169,000円～190,299円	25,000	24,570
D16	市民税所得割 190,300円～300,999円	25,000	24,570
D17-1	市民税所得割 301,000円～396,999円	25,000	24,570
D17-2	市民税所得割 397,000円以上	25,000	24,570

▽ひとり親、障がい者等の世帯軽減適用

単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	0歳と1歳児クラス	
		標準	短時間
B 0	市民税非課税世帯	0	0
C11	市民税均等割のみ課税	0	0
C21	市民税所得割 24,300円未満	0	0
C31	市民税所得割 24,300円～48,599円	0	0
D41	市民税所得割 48,600円～53,499円	0	0
D51	市民税所得割 53,500円～57,099円	0	0
D61	市民税所得割 57,100円～64,399円	0	0
D71	市民税所得割 64,400円～66,799円	0	0
D81	市民税所得割 66,800円～77,100円	0	0

◆0歳と1歳児クラスの保育料の軽減について

- ・階層D3-1まで、ひとり親等の世帯についてはD8-1まで、保育料が無料になります。
- ・お父さんが、保育所や幼稚園、認定こども園等に2人まで入所している場合の保育料は、1人につき上記表の額となります。
- ・お父さんが、保育所や幼稚園、認定こども園等に3人以上入所している場合は、その世帯のお父さんの保育料が無料となります。
- ・お父さんが、扶養している第3子以降の場合は、同時入所の状況にかかわらず保育料が無料となります。